

日本応用動物昆虫学会の法人化後の組織および運営について（案）

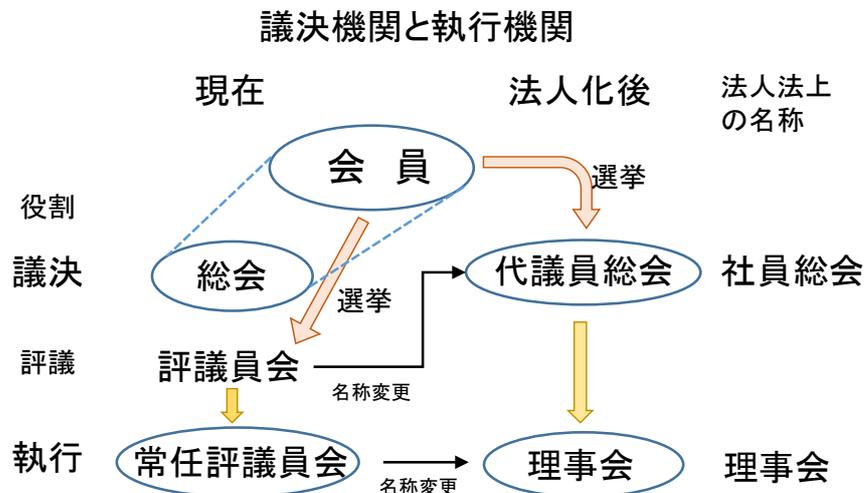
日本応用動物昆虫学会法人化委員会
委員長 小滝豊美

（1）学会の機関等について

現行の本学会会則では、議決機関、執行機関としてそれぞれ総会および常任評議員会が位置づけられています。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法）では、社員総会、理事会がそれらに対応します。法人化後の本学会では、代議員総会（評議員会を改称する）および理事会（常任評議員会を改称する）をこれらに対応させます。法人法で言う「社員総会」は、必ずしも全会員を招集する会議を意味しません。

代議員は現行の評議員選挙制度に準ずる形で会員から選挙により選出します。代議員が法人法で言う社員に相当します。代議員で構成する代議員総会が法人法に言う社員総会に相当し、法人の議決機関として機能します。その議決に基づき執行機関である理事会が法人運営を執行します。

本学会の代議員総会、即ち法人法における社員総会の成立要件は、委任状を含む過半数の出席と法人法で定められています。



執行機関である理事会は、学会の運営に対する責任を負います。理事会の開催頻度等は、法人法に定めがありそれに則って開催する必要があります。

総会は今後も引き続き開催しますが、議決機関ではなくなり、代議員総会での決定について会員が報告を受ける場という位置づけになります。学会としての決定に会員の意見を反映させるため、理事会は事前に議案を会員に提示し、会員は議案に対する意見を、代議員を通じて代議員総会に伝える必要があります。従って、代議員の役割が従来より重要になります。

（2）役員

法人の役員として、理事（6名以上15名以下）および監事（1名以上2名以下）を置きます。役員は代議員総会の決議により選任します。選任にあたって、代議員は正会員の投票による会長

意向投票の結果並びに、(会長候補者の意向を踏まえた上で) 現理事会^(注)が推薦する理事及び監事の候補者を参考とすることができます。(注) 役員の任期は、代議員総会が終わるまで続きます)

従来、副会長は会長の指名による委嘱、常任評議員は候補者を会長が指名し評議員による信任投票を経て委嘱、編集委員長、事務長および事務次長は副会長と常任評議員の承認を経て会長が委嘱という手続きを踏んできました。法人化後は、理事会が理事の中から、会長意向投票を参考にして会長を選定し、また副会長と事務長を選定します。

会長および副会長は、法人法に言う法人を代表する代表理事とします。事務長を含む理事は学会の業務を分担し、それぞれが担当する業務について執行上の責任を負います。

役員の任期は定款によって2年と定めます。会長および副会長は重任しません。理事の重任は一度限りとし連続2期(4年)を超えることはできません。

監事は、法人法に基づく権限をもち、理事の職務の執行を監査します。従来の会計監査とは役割・性格が異なり、理事会への出席と必要に応じて意見を述べる義務等法人法に決められた義務が課せられます。

編集委員長は、任期(交代時期)の関係で理事には位置づけず、運営委員会(後述)を構成するメンバーとして、理事会が正会員から選任します。会誌発行業務に関する執行責任は担当の理事が負います。編集委員長は理事会に出席し意見を述べることができますが、議決権はありません。

学会運営の実務は運営委員会(図の黄線で囲まれた部分)が担います。運営委員会は理事会、編集委員長および若干名の事務幹事(現行の事務次長を改称する)で構成します。事務幹事は、理事会が選任し事務長の下で、学会運営の実務を担うため、理事会に出席し意見を述べることができますが、議決権はありません。

	任意団体	法人
役員構成	<p>会長</p> <p>副会長 - 会長が評議員の中から指名委嘱</p> <p>常任評議員(4名) - 会長が評議員の中から候補者を指名し、評議員の過半数の信任を得た上で委嘱</p> <p>事務長</p> <p>事務次長</p> <p>編集委員長</p> <p>(常任評議員会構成メンバー)</p> <p>会計監査 - 評議員の互選により選出</p>	<p>代表理事(会長) - 現理事会が意向投票の結果を参考に代議員総会に推薦</p> <p>代表理事(副会長) - 現理事会が代議員から候補者を選出し、代議員総会に推薦</p> <p>理事(上記代表理事以外:4名程度) - 現理事会が代議員から候補者を選出し、代議員総会に推薦</p> <p>理事(事務長) - 現理事会が正会員から候補者を選出し、代議員総会に推薦</p> <p>理事(理事会構成メンバー)</p> <p>事務幹事(事務次長相当) - 理事会が正会員から選任</p> <p>編集委員長 - 理事会が正会員から選任</p> <p>(運営委員会構成メンバー)</p> <p>監事 - 理事会が正会員から候補者を選出し、代議員総会に推薦</p> <p>代表理事は理事会の決議によって理事の中から定める</p> <p>理事と監事は代議員総会の決議によって選任</p>
選挙	<p>会長選挙 - 会員の直接選挙</p> <p>評議員選挙 - 会員の直接選挙</p>	<p>代表理事(会長) 意向投票 - 正会員による投票</p> <p>代議員選挙 - 正会員の直接選挙</p>

(3) 選挙

従来の会長選挙および評議員選挙は、法人化後、それぞれ会長候補者意向投票および代議員選挙として、従来と同様な方法で実施します。ただし、法人法の規定により代表理事（会長）は理事会において選任されるため、会員による直接選挙で選出することができません。そこで、被選挙権を持つすべての会員を登載した被選挙人名簿から、1名の「会長候補者」を選ぶ投票（代表理事（会長）意向投票）を実施し、会長候補者を選出します。理事会はその結果を尊重し、理事の中から会長を選任します。

代議員は従来の評議員選挙の方法を踏襲して、地区ごとに選出します。

(4) 事業年度

事業年度は毎年1月1日から12月31日までとします。事業年度終了後法人税等の申告および納税の期限までに代議員総会を開催してその事業年度の決算を確定させ、申告・納税を済ませる必要があります。この期限は事業年度終了後原則2ヶ月と決められていますが、届けを出すことによって、1ヶ月期限を延長することができますので、従来と変わらない事業年度での学会運営が可能になります。ただし、現在の活動状況では、法人税の均等割額の納付以外、法人税や消費税の納税は不要の見込みです。しかし、課税対象範囲や税制の変更等により納税が求められる可能性がありますから、継続して制度変更等に注意を払う必要があります。

学会の年次大会の開催時期が3月末でない場合には、3月末に社員総会に相当する代議員総会のみを開催します。

(5) 学会事務局

学会の日常的な業務を担う事務局は、理事会の下に置き、事務長の執行責任のもとで、事務幹事と協力してこれまでと同様に業務を行います。

(6) 支部の活動

法人化に伴い、学会内に設置された各種組織の会計はすべて法人本体の会計に統合することが求められます。現状では、支部毎の活動の実態には大きな差があり、一律にそれらを学会活動に位置づけて会計を統合することは困難と判断しました。そこで、法人化にあたり、支部を応動昆とは独立の任意団体として扱います。そうすることにより、各支部の活動（会計）は法人としての本学会のそれとは切り離します。これは、従来の支部としての活動を否定するものではなく、支部ごとの違いを尊重し、会計上の煩雑さを避けるために、各支部を独立の任意団体として扱い、独自の活動を期待するものです。なお、支部相当の任意団体の名称には、混乱を避けるため「日本応用動物昆虫学会」、「応動昆」という文字を含めないように要請します。

(7) 各種委員会

学会内部組織として設置されている委員会は理事会の下に置くものとします。

(8) 一般社団法人の設立と任意団体解散の手続き

任意団体から一般社団法人に移行するための手続きは次のように行います。

①法人設立のために必要な設立時理事兼代表理事および設立時理事ならびに設立時社員は、新法人の代表理事会長候補者および理事候補者をあて、法人設立（登記）を2017年3月に開催される大会前に完了します。

②大会時に開催される評議員会に続いて、法人の代議員総会を開催し、法人の役員選任を決議します。さらにその後の理事会において会長・代表理事を互選します。

③大会時の総会で、任意団体としての日本応用動物昆虫学会から一般社団法人日本応用動物昆虫学会に対して、会員を移行すること、および財産を譲渡することならびに、任意団体日本応用動物昆虫学会を解散することを決議します。